

第5期東海市障害福祉計画 第1期東海市障害児福祉計画

【平成30年度（2018年度）～

平成32年度（2020年度）】

平成30年3月

東 海 市

目次

第1 第5期東海市障害福祉計画・第1期東海市障害児福祉計画の策定にあたって	
1 障害福祉計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 国の定める障害福祉計画の基本指針	2
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	
(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	
(3) 地域生活移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	
(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援	
4 計画期間	4
5 計画の推進	4
第2 第5期・第1期計画策定の基本的考え方	
1 障害福祉サービスの提供体制について	5
(1) 必要な訪問系サービスの充実	
(2) 希望する障害者への日中活動系サービスの充実	
(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進	
2 相談支援の提供体制について	6
(1) 相談支援体制の構築	
(2) 地域生活への移行や地位定着のための支援体制の確保	
(3) 協議会の設置等	
3 障害児支援の提供体制について	7
(1) 地域支援体制の構築	
(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	
(3) 地域社会への参加・包容の推進	
(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	
第3 平成32年度の目標値の設定	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	9
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
3 地域生活支援拠点等の整備	11
4 福祉施設から一般就労への移行	12
5 障害児支援の提供体制の整備等	14

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	
(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	
6 障害福祉サービスの種類ごとにおける見込量	15
(1) 訪問系サービス	15
(2) 日中活動系サービス	17
(3) 居住系サービス	20
(4) 相談支援	22
(5) 障害福祉サービスの種類ごとにおける見込量の具体的な方策における方策実施予定について	23
7 障害児支援（児童福祉法に基づく支援）	25
(1) 障害児通所支援	25
(2) 障害児相談支援	27
8 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制について	28

第4 地域生活支援事業に関する事項

1 必須事業	29
(1) 理解促進・研修啓発事業	29
(2) 自発的活動支援事業	29
(3) 相談支援事業	29
(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	30
(5) 意思疎通支援事業	30
(6) 日常生活用具給付事業	30
(7) 移動支援事業	30
(8) 地域活動支援センター事業	31
2 任意事業	31
(1) 日常生活支援事業	31
(2) 社会参加支援事業	32
(3) 就業・就労支援事業	32
別記 地域生活支援事業のサービス見込み量	33

第5 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1	障害者等に対する虐待の防止	35
2	障害を理由とする差別の解消の推進	35
3	障害福祉サービスを提供する事業所等における利用者の安全確保に向けた取組等 について	35

第1 第5期東海市障害福祉計画・第1期東海市障害児福祉計画の策定にあたって

1 障害福祉計画の目的

「障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

また、第4期障害福祉計画（以下「第4期計画」という。）での障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保については、平成30年度より児童福祉法第33条の20の規定に基づく「障害児福祉計画」の作成が義務づけられたため、第1期東海市障害児福祉計画として定めるものです。

2 計画の位置付け

第5期東海市障害福祉計画（以下「第5期計画」という。）・第1期東海市障害児福祉計画（以下「第1期計画」という。）では、第4期計画の進捗状況等の分析・評価を行った上で、引き続き取り組むべき課題、障害児支援の体制整備等新たな課題を整理し、上位計画である「東海市総合計画」や「東海市総合福祉計画（障害者計画）」、「子ども・子育て支援事業計画」との調和を図りながら、平成30年度から平成32年度までの各年度ごとの目標を設定します。

• 「第6次東海市総合計画」

※ 東海市の将来都市像：ひと 夢 つなぐ安心未来都市

• 「第3次東海市総合福祉計画」

※ 基本理念：子どもから高齢者まであらゆる世代の市民一人ひとりが個性豊かでいきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域社会の「絆」を強めるまちづくりを進めます。

• 「東海市子ども・子育て支援事業計画」

※ 基本理念：すべての子どもと家庭をしあわせにするまちづくり

3 国の定める障害福祉計画の基本指針

国の定める障害福祉計画の基本指針（平成18年6月制定、最終改正平成29年3月）に掲げる次の理念に即して策定します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化するとともに、障害者等の範囲を拡大し、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）、難病患者等及び障害児とし、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。

(3) 地域生活移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援や就労支援に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

ア 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。

イ 地域の実情に応じ、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスを確保等できるような取り組みを進めます。

ウ 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福

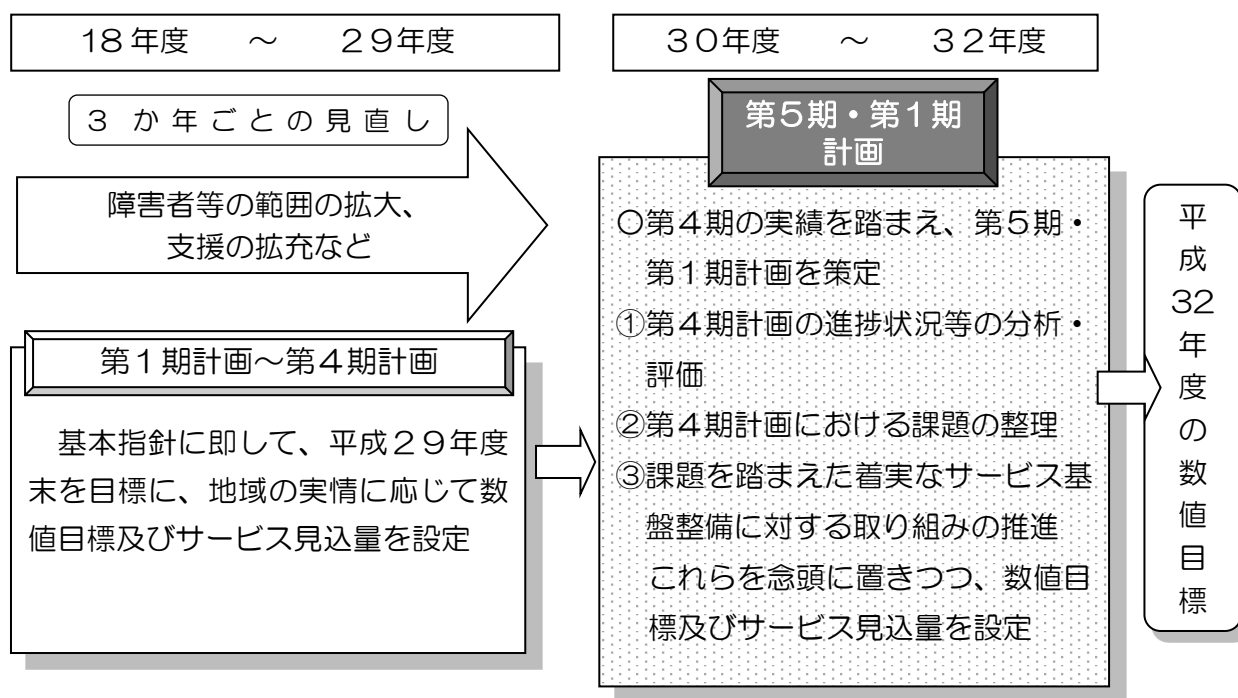
祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、障害種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。さらに障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

4 計画期間

第5期計画は、第4期計画を基本的に踏襲しながら、平成32年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の計画を策定します。



5 計画の推進

障害福祉計画の実施にあたっては、東海市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を活用するなど障害者団体、福祉関係機関等との連携を密にして推進していきます。

計画の策定及び進捗状況を東海市総合福祉計画推進協議会に報告し、また、自立支援協議会内でも年度ごとの目標値に対する進行管理を行います。

- ※ 東海市自立支援協議会：障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会で、日常的に障害者等の支援に係わる各機関等で構成されている機関。
- ※ 東海市総合福祉計画推進協議会：障害者基本法第36条第4項に規定する審議会で、市の総合福祉計画の策定及びその推進に関する重要事項について調査審議する機関。

第2 第5期・第1期計画策定の基本的考え方

1 障害福祉サービスの提供体制について

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 必要な訪問系サービスの充実

訪問系サービスである居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の充実を図ります。

(2) 希望する障害者への日中活動系サービスの充実

日中活動系サービスである生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスの確保を図ります。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、入所等から地域生活への移行を進めます。また、関係市町及び関係機関と協議しながら、相談支援事業の強化等により、地域生活支援拠点の機能を担う体制を整備できるようにします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を進めます。

2 相談支援の提供体制について

(1) 相談支援体制の構築

平成29年度末時点において、本市では障害福祉サービス決定に先立ち、サービス等利用計画の作成を必ず求めていることから、障害福祉サービス等支給決定者の全員が計画作成できています。しかし、セルフプラン利用者も多く、さらなる計画相談の質の向上を図るため、特定相談支援事業所を充実させることが求められています。

なお、これらの取組を効果的に進めるために、基幹相談支援センターにおいて、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保するとともに、その機能を活用します。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等又は療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障害者等の数を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保し、さらに、地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障害者等が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援と合わせて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービス提供体制の充実を図ります。

(3) 協議会の設置等

障害者等への支援の体制整備や関係機関等が有機的に連携し、地域の課題の改善に取り組めるよう、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる協議会を設置します。協議会の下に部会を設置し、部会において、専門的な協議を行うことで、協議会の活性化を図ります。

3 障害児支援の提供体制について

子ども・子育て支援法において「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、障害者総合支援法に基づく居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保し、また、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、組織間連携の軸となる拠点機能の充実による乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供する体制を整備します。

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように地域における支援体制の整備をします。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

関係機関との連携体制を確保し、さらに保健医療、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービス等を提供する事業所等が連携する拠点機能の充実や情報の集約化により支援が円滑に引き継がれる体制の整備に努めます。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の支援に協力できる体制を構築し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

ア 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう支援体制の充実を図ります。

イ 医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。さらに、関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置に努めます。

ウ 障害児通所支援等において、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児へ適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の充実を図ります。

エ 市全体として横断的かつ系統的な研修等を実施し、専門職の連携や支援体制

の強化を図ります。

才 障害児相談支援において、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

第3 平成32年度の目標値の設定

第5期計画では、平成30年度から平成32年度末までの目標を設定します。この目標値については、国の定める「基本指針」を踏まえ、東海市の実情に応じて設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【第4期計画実績】

項目	目標数値	実績
平成25年度末の施設入所者数 (A)	41人	43人
平成28年度末の施設入所者数 (B)		43人
【目標値】削減見込 (A-B)	2人 (4.7%)	0人 (0%)
【目標値】地域生活移行者数	5人 (11.6%)	2人 (4.7%)

● 第4期計画評価

削減見込、地域生活移行者数ともに、目標未達となっています。これは行政から福祉施設関係者等への地域生活移行を促進するための働きかけや、地域におけるサービス提供の基盤が不足していることが要因だと考えられます。

【目標設定】

項目	目標数値	考え方
平成28年度末の施設入所者数 (A)	43人	平成28年度末の施設入所者数
平成32年度末の施設入所者数 (B)	42人	平成32年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】削減見込 (A-B)	1人 (2.3%)	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	4人 (9.3%)	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

● 見込みの考え方

平成28年度末時点の施設入所者数は43人、平成32年度末時点の施設入所者数は42人とし、平成28年度末時点の入所者数の1人を削減することを基本とし目標設定します。

● 具体的な方策

地域移行が必要な方について、入所施設、相談専門員と連携・協力し、地域の整備を含め、自立支援協議会で検討し、目標達成に努めます。

平成30年度・・・ 地域移行対象者の選定。課題の検討

平成31年度・・・ 目標達成に向けた対応。入所施設への働きかけ

平成32年度・・・ 目標達成

● 課題

- ・ 施設入居者の実態把握

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
- ② 平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

(以下は、都道府県計画にて設定)

- ③ 精神病床における一年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ④ 精神病床における早期退院率

【地域の受け皿となる基盤整備量(利用者数)】

地域移行に伴う基盤整備量(65歳以上利用者数)	8人
地域移行に伴う基盤整備量(65歳未満利用者数)	11人

● 具体的な方策

- ・ 圏域ごとの単位として、知多圏域(5市5町)において、「精神保健福祉部会」を立ち上げ、圏域内の課題解決に向けた協議を行っています。
- ・ 本市では、協議会の部会として、長期入院からの地域移行・地域定着支援部会を立ち上げ、地域移行・地域定着の対応等について、対策を検討します。

平成30年度・・・ 専門部会等の立ち上げ、地域移行対象者の選定。課題の検討

平成31年度・・・ 目標達成に向けた対応。入院施設への働きかけ。事例検討

平成32年度・・・ 目標達成

● 課題

- ・ 住居確保

3 地域生活支援拠点等の整備

第4期計画において、平成29年度末までの整備を目標としてまいりましたが、達成できていません。

平成32年度末までの整備を目指し、協議会において、地域生活支援拠点の機能を担う体制を整備するよう検討します。

平成30年度・・・ 専門部会等の立ち上げ、課題の検討

平成31年度・・・ 目標達成に向けた対応

平成32年度・・・ 目標達成

● 課題

- ・ 市内社会資源、24時間365日安心して生活する体制
- ・ 親亡き後の生活基盤(住居、生活費、支援体制)の確保

4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、平成32年度において福祉施設から一般就労に移行する人数については、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本としています。また、この目標値を達成するために次の目標を目指すものとされています。

- ① 就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること
- ② 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること

【福祉施設から一般就労への移行】

項目	目標数値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	16人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成32年度の年間一般就労移行者数	24人 (1.5倍)	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

【平成32年度末における就労移行支援利用者数】

項目	目標数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	22人	平成28年度末において就労支援事業を利用する人の数
【目標値】平成32年度の就労移行支援事業の利用者数	27人 (1.23倍)	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

【事業所ごとの就労移行率（平成29年3月末時点）】

事業所名	利用者数	就労移行者数	就労移行率
Maison de GIFT LOUNGE	7人	1人	14.3%
就労移行支援事業所 工 ー ル 東 海	6人	1人	16.7%
エ コ ラ 東 海	8人	0人	0.0%

【事業所ごとの就労移行率】

項目	目標数値
【目標値】平成32年度の事業所ごとの就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

【就労定着支援事業所の利用開始経過時点の職場定着率】

項目	平成31年度末	平成32年度末
【目標値】就労定着支援事業所の利用開始経過時点の職場定着率	80%	80%

● 具体的な方策

- ・ 一般就労への移行支援の強化策として、協議会において、企業側に障害者に対する一層の理解を進めていただくための職場見学や職場実習のシステムづくり、ハローワークや知多地域障がい者就業・生活支援センター「ワーク」、商工会議所等とのネットワークの構築による効率的な就労支援を引き続き検討します。
- ・ 毎年度作成する「東海市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に従い、市内の障害者就労施設等の受注機会の拡大に全庁的に取り組みます。
- ・ 就労定着支援事業について、周知を図り、就労定着支援事業の実施に努めます。

平成30年度・・・ 専門部会等の立ち上げ、課題の検討

平成31年度・・・ 目標解決に向けた対応。

平成32年度・・・ 目標達成

● 課題

- ・ 平成28年度までの就労部会管理
- ・ 就労意欲はあるが、就職活動意欲のない方への対応
- ・ 職業体験できる企業数

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため市町村に少なくとも1カ所以上の児童発達支援センターを設置すること、及び、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。本市には、既に2カ所の児童発達支援センターがあり、ともに保育所等訪問支援を実施していますので、児童発達支援及び、保育所等訪問支援の更なる充実に努めます。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に1カ所以上確保することを基本としています。本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援センターとして、東海市立あすなろ学園がありますが、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が存在しないため、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置できるように努めます。

6 障害福祉サービスの種類ごとにおける見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」の5つのサービスを総称したもので、第5期計画では、サービスごとに利用実人員と月間利用時間で見込みます。

サービス名	内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。ホームヘルプサービスと呼ばれています。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービス。
同行援護	重度の視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行うサービス。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援等を行うサービス。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービス。

【第4期計画実績】

(単位：人数/月、時間/月)

サービス名	27年度		28年度		29年度(見込)		
	人数	利用時間	人数	利用時間	人数	利用時間	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込	176	2,482	183	2,580	192	2,707
居宅介護	実績	130	2,338	138	2,642	173	2,277
重度訪問介護		1	12	1	93	2	139
同行援護		2	18	4	26	4	26
行動援護		2	13	2	13	2	14
重度障害者等包括支援		0		0		0	
合計		135	2,381	145	2,774	181	2,456

● 第4期計画評価

人数は見込には達しませんでした。利用時間は見込を約200時間上回りました。人数は、増加傾向にありますが、想定より増加しませんでした。ヘルパーの人材不足などの課題により、サービスを利用できないことが要因と考えられます。

課題として、ヘルパーの人材不足、各障害に対応するための専門性知識習得の困難さが考えられます。

【参考：訪問系事業所数】

サービス名	28年度
居宅介護	10カ所
重度訪問介護	10カ所
同行援護	3カ所
行動援護	0カ所

【第5期計画見込み】

(単位：人数/月、時間/月)

サービス名	30年度		31年度		32年度	
	人数	利用時間	人数	利用時間	人数	利用時間
居宅介護	182	2,524	189	2,816	197	3,142
重度訪問介護	3	326	5	628	8	1,211
同行援護	8	33	13	42	23	54
行動援護	3	41	5	118	8	338
重度障害者等包括支援	1		1		1	
合計	197	2,924	213	3,604	237	4,745

● 見込みの考え方

第4期中の実績と平成29年度6月時点での実支給量から平成29年度見込みを設定し、増加量については、各サービスの月間利用量の伸びを勘案し、各年度各月の月間利用量を算出した上で各年度の平均月間利用量を見込みます。

● 具体的な方策

- 障害者等が必要とするサービスを利用できるように、協議会を利用した実施事業者との情報共有を促進し、障害者等の適切なケアマネジメントを行う相談支援事業の充実に努めます。
- 介護系の事業所も含め、新規参入の促進のための方策を協議会において検討します。また、市内には、行動援護を実施する事業所がないため、既存、新規の事業所に問わず、サービスの実施を促進します。
- 支援者の技術、知識の向上のため、各種研修の実施等について、協議会で検討します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、以下のサービスについて見込みます。

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービス。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者又は難病患者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行う。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供する。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に一定の賃金水準のもとで、働く場や、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービス。雇用契約なし。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者、障害児を短期間、夜間も含め施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行う。
就労定着支援 (平成30年度～)	就労に伴う課題に対応するため、事業所・家族との連絡調整等を行う。

【第4期計画実績】

(単位：人数/月、時間/月)

サービス名		27年度		28年度		29年度(見込)	
		実人数	利用日数	実人数	利用日数	実人数	利用日数
生活介護	見込	134	2,680	139	2,780	144	2,880
	実績	135	2,891	137	2,867	137	2,761
自立訓練(機能訓練)	見込	1	20	1	20	1	20
	実績	0	0	1	22	1	22
自立訓練(生活訓練)	見込	4	40	4	40	4	40
	実績	3	35	4	24	3	11
就労移行支援	見込	24	384	25	400	26	416
	実績	18	285	25	344	20	328
就労継続支援(A型)	見込	42	840	46	920	50	1,000
	実績	51	1,099	55	1,125	42	851
就労継続支援(B型)	見込	183	3,294	191	3,438	199	3,582
	実績	183	3,636	178	3,548	195	3,512
短期入所(福祉型)	見込	83	248	85	254	87	261
	実績	70	199	75	225	87	222
短期入所(医療型)	見込	2	18	2	18	2	18
	実績	2	9	5	14	5	10

サービス名		27年度		28年度		29年度（見込）	
		実人数	利用日数	実人数	利用日数	実人数	利用日数
療 養 介 護	見込	8	243	8	243	8	243
	実績	8	244	9	259	9	265

● 第4期計画評価

日中活動系サービスは、概ね見込みどおりに推移しました。

課題として、市内事業所の少なさ、各障害に対応するための専門性知識習得の困難さが考えられます。

【参考：平成28年度利用分 市外、圏域外利用実績】（単位：人日分/年、人分/月）

サービス名	市内事業所数	実績	実績（市外）	実績（うち圏域外）	市外事業所の利用割合
生 活 介 護	2	32,741	18,539	7,310	56.6%
自立訓練（機能訓練）	0	97	97	97	100%
自立訓練（生活訓練）	0	589	589	370	100%
就 労 移 行 支 援	3	3,669	2,260	1,345	61.6%
就労継続支援（A型）	3	13,031	7,344	3,426	56.4%
就労継続支援（B型）	6	40,160	8,265	2,415	20.6%
短期入所（福祉型）	1	2,465	1,000	279	40.6%
短期入所（医療型）	0	76	76	22	100%
療 養 介 護	0	104	104	104	100%

【第5期計画見込み】（単位：人日分/月、人分/月）

サービス名	30年度		31年度		32年度	
	実人数	利用日数	実人数	利用日数	実人数	利用日数
生 活 介 護	155	3,255	176	3,696	186	3,906
自立訓練（機能訓練）	1	20	1	20	1	20
自立訓練（生活訓練）	4	40	4	40	4	40
就 労 移 行 支 援	28	448	30	480	32	512
就労継続支援（A型）	53	1,113	55	1,155	57	1,197
就労継続支援（B型）	193	3,860	194	3,880	195	3,900
短期入所（福祉型）	75	225	80	240	85	255
短期入所（医療型）	5	15	6	18	7	21
療 養 介 護	8	243	8	243	8	243
就 労 定 着 支 援	0	0	1	24	1	24

● 見込みの考え方

生活介護については、各年度ごとの特別支援学校高等部の卒業生の利用見込み等を考慮して設定します。各サービスの延利用見込人日は、平成28年度の実績をもとに、一人当たりの月平均利用日数を勘案して見込みます。

【参考：特別支援卒業生数推移】

サービス名	30年度	31年度	32年度
生活介護	7	19	8
就労継続支援（B型）	9		
一般就労希望	4		
未定	1		

● 具体的な方策

- ・ 介護系の事業所も含め、新規参入の促進のための方策を協議会において検討します。また、市内には、行動援護を実施する事業所がないため、既存、新規の事業所に問わず、サービスの実施を促進します。
- ・ 障害の特性に合わせた、支援ができるよう、支援者の技術、知識の向上のため、各種研修の実施等について、協議会で検討します。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、グループホーム（共同生活援助）と施設入所支援があります。

サービス名	内容
自立生活援助 (平成30年度～)	本人の意思を尊重した地域生活を支援するための、一定期間、定期的な巡回訪問や随時対応し、適切な支援を行う。
グループホーム	主に知的障害者及び精神障害者に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。

【第4期計画実績】

(単位:人分/月)

サービス名		27年度	28年度	29年度(見込)
グループホーム	見込	51	53	57
	実績	55	58	63
施設入所支援	見込	42	41	41
	実績	44	43	43

● 第4期計画評価

実績が見込みを上回っています。精神障害者については、居住の場として利用できるグループホームが市内及び近隣にないため、市外事業所を利用する方が増加しています。施設入所支援についても、見込みを上回っており、第4期計画の目標達成には至っていません。

課題として、市内グループホームの少なさが考えられます。

【第5期計画見込み】

サービス名	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	3	5	10
グループホーム	61	64	67
施設入所支援	43	43	42

● 見込みの考え方

- グループホームの利用者数については、直近3か年度の平均的な増加数を勘案す

るとともに、第5期計画における地域移行者数を考慮して見込みました。

- 施設入所支援については、第3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行と合わせて、平成32年度利用者を42人と見込みます。
- 具体的な方策
 - グループホームについては新規参入の促進のための方策を、障害の特性に合わせた支援ができるよう、支援者の技術、知識の向上のため、各種研修の実施等について、協議会で検討します。

(4) 相談支援

障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援事業を実施しています。

サービス名	内容
計画相談支援	すべてのサービス利用者にその状況、置かれている環境等を勘案し、利用するサービス内容等を定めたサービス等利用計画の作成等を行う。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、同行支援・入居支援等を行うサービス。
地域定着支援	居宅において単身者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に応じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応を行うサービス。

【第4期計画実績】

(単位:人分/月)

サービス名		27年度	28年度	29年度(見込)
計画相談支援	見込	72	76	79
	実績	84	79	66
地域移行支援	見込	0	0	1
	実績	0	0	1
地域定着支援	見込	0	0	1
	実績	0	0	1

● 第4期計画評価

市内事業所の数が少ないため、障害福祉サービス利用者と比較し、計画相談支援事業所利用者の数が少ない状況です。地域移行・地域定着支援については、退院支援や地域への定着支援は行っているものの、地域移行・地域定着支援と定義される指定一般相談支援事業者が市内になく、また、市外の事業者であっても、利用される方がいなかったため、実績が”0”となります。

課題として、市内事業所の少なさ、緊急時の対応の困難さが考えられます。

【参考：計画相談実績（平成29年度3月末時点）】

(単位:人分/月)

障害福祉サービス等受給者数	計画相談支援事業所利用者数	セルフプラン利用者数
579	436	143 (24.7%)

【第5期計画見込み】

サービス名	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	103	87	90
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

● 見込みの考え方

障害福祉サービスの利用者が増加することを踏まえて見込みました。平成30年度につきましては、制度の周期上、利用回数が増加します。

● 具体的な方策

- 新規参入の促進のための方策を協議会において検討します。市内の相談専門員の人数が14名（平成29年10月）で、一人当たり30件の計画を担当すると、420件となり、現在の計画件数と同じくらいの件数となります。よって、579件を担当する相談員は、約19名必要となり、現状で5名の相談専門員が不足していると考えられます。人材不足を解決するための方策を検討します。
- 地域移行、地域定着に向けた対応について、協議会で検討します。

(5) 障害福祉サービスの種類ごとにおける見込量の具体的な方策における方策実施予定について

平成30年度・・・ 事業所連絡会等の専門部会等を立ち上げ、情報交換を積極的に行い、必要な研修や人材不足の解消について検討
 事業所の少なさの課題を検討するための専門部会等を立ち上げ、行政として可能な方策について検討
 可能であれば、予算要求のための準備を行う。

平成31年度・・・ 課題解決に向けた対応。

平成32年度・・・ 対応策の実施。課題解決

● 課題

- 人材確保、事業所連携
- マンパワー不足の解消のため、人材確保とスキルアップの方法の検討

- 就労支援に向けた、一般企業との連携の仕組みづくり
- 計画相談支援事業所の数
- 相談員一人当たりのケース数の増加
- 業務量や精神的な負担の増加
- 緊急を要するケースの増加

7 障害児支援（児童福祉法に基づく支援）

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」の5つのサービスを総称したものです。

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他必要な支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	就学前の肢体不自由児に、児童発達支援及び治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児に、居宅を訪問して発達支援を行うサービス。

【第4期計画実績】

(単位:人分/月、人日分/月)

サービス名	27年度		28年度		29年度		目標値(29年度)	
	実人数	利用日数	実人数	利用日数	実人数	利用日数	実人数	利用日数
児童発達支援	54	747	59	752	69	776	58	712
放課後等デイサービス	91	716	128	1,119	149	1,245	83	854
保育所等訪問支援	4	6	4	4	5	7	10	25
医療型児童発達支援	16	153	20	182	22	63	16	160

● 第4期計画評価

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用実人数、利用日数ともに増加傾向にあり、目標値を達成しています。

各種サービスのうち医療型児童発達支援については、東海市立あすなろ学園が平成29年7月から、医療型から福祉型の児童発達支援に変更となり、大幅に利用が減少していますが、理学療法・言語聴覚療養は、東海市立あすなろ学園において継続して実施しています。また、保育所等訪問支援については、利用に向けた啓発が不十分であったことや、当該サービスを提供するための人材を確保することが困難であったこと

と等から目標値を達成できませんでした。

なお、放課後等デイサービスについては、制度の周知が図られたことに伴い、市内外ともに事業所が増加するとともに、利用者も増加し、目標値を上回ることができたと考えられます。一方で、市内には、医療的ケア児を受入している事業所が1カ所しかないことから、さらにサービスを利用しやすくするための基盤整備が求められています。

【第1期計画】

(単位:人分/月、人日分/月)

サービス名	30年度		31年度		32年度	
	実人数	利用日数	実人数	利用日数	実人数	利用日数
児童発達支援	82	854	99	959	118	1,078
放課後等デイサービス	194	1,549	259	2,031	346	2,263
保育所等訪問支援	11	16	16	24	23	36
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	1	1

● 見込みの考え方

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については、第4期計画の実績を踏まえるとともに、現在の利用者数を考慮し、新規利用者数等を見込んでいます。

医療型児童発達支援については、平成29年7月にあすなろ学園が医療型から福祉型へ移行したことにより、見込を0としています。また、居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度から開始される新たなサービスで、当該サービスを提供できるような事業所をすぐに見込むことは困難であるため、平成32年度にサービスが利用できるよう見込を設定しています。

● 具体的な方策

- 放課後等デイサービスについては、医療的ケア児を受け入れられる事業所の参入を促進するとともに、放課後等デイサービスのさらなる質の向上を目指し、協議会等の中で人材育成等の方法を検討します。
- 保育所等訪問支援については、利用を促進するため、積極的に啓発活動を展開するとともに、福祉や医療分野の事業所へ当該サービスの実施に向けた働きかけを行うことで、より良いサービスが提供できるような基盤の整備等を図ります。

- ・ 居宅訪問型児童発達支援を活用し、外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるような体制の構築に努めます。

● 課題

- ・ 児童発達支援事業所の不足
- ・ 重症心身障害児・医療的ケア児に対応できる人材の不足
- ・ 日中一時支援、レスパイト等、在宅時支援の不足

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援利用開始後は、一定期間ごとにモニタリングを行うサービスです。

【第4期計画実績】

(単位:人分/月)

サービス名	27年度	28年度	29年度(見込)
障害児相談支援	42	36	53

● 第4期計画評価

平成27年度から28年度にかけて減少しておりますが、これは平成28年度に、モニタリングの必要回数が減少したことによるものです。平成29年度については、新規申請者の増加を見込んでおり、あわせてモニタリングの必要回数が増加することを見込んでいます。

【第1期計画】

(単位:人分/月)

サービス名	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	45	54	64
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	0	1

● 見込みの考え方

第4期計画の実績と今後の当該サービスの利用者数を見込んで設定します。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、第1期計画から新たに配置することが求められているもので、平成32年度には必要な人材を確保できるよう努めます。

● 具体的な方策

- ・ 障害児の保護者等と実施事業者との情報共有を促進し、相談支援事業の充実に努めます。

- ・ 新規参入の促進のための方策を協議会において検討します。
- ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に向けて必要となる人材の育成等に努めます。

● 課題

- ・ 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等との連携不足
- ・ 不明確な相談窓口体制
- ・ 障害児相談支援事業所の不足

8 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制について

国の基本指針では、障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることを重要としています。今後、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握に努めるとともに、それに伴う定量的な目標について、設定方法等も含めて検討します。

また、国の指針に従い、子育て支援施策と緊密な連携を図りながら、障害児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう努めます。

第4 地域生活支援事業に関する事項

地域生活支援事業は、地域や利用者の実情に応じて、都道府県及び市町村が行う事業で障害福祉サービス等と組み合わせて障害者等を支援するために、平成18年10月から実施しています。また、法改正により事業の種類が拡充されてきました。

地域生活支援事業の主なものは、次のとおりです。

1 必須事業

(1) 理解促進・研修啓発事業

障害者等が住み慣れた地域で暮らせるために、地域住民に対して、その理解を深めるための研修・啓発活動等を行う事業です。

市では、市内の障害者施設の利用者が育てた花苗等を東海秋まつりや東海フラワショーの来場者に配布するなど、障害者理解の向上に努めています。

(2) 自発的活動支援事業

障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援事業で、障害者福祉団体等が自発的に行う普及啓発や社会活動支援等を支援します。

(3) 相談支援事業

障害者、障害児の保護者、障害者等の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

ア 基幹相談支援センター等機能強化事業

専門的職員を基幹相談支援センター等へ配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導を行い、相談支援機能強化を図る事業です。社会福祉法人に委託し、障害者相談支援事業を実施するとともに、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障害者等に寄り添う継続性・専門性のある支援を一体的に行います。

イ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じた障害者等の地域生活の支援を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害者等の権利擁護を図るため、本市では平成20年度から知多5市5町共同で、成年後見に関する相談窓口を開設し、NPO法人知多地域成年後見センターに事業を委託して成年後見制度の利用促進のための活動を展開しています。具体的な活動内容として、制度に関する相談・手続き、法人後見業務のほか、地域住民に制度の理解を深めてもらうための研修会などを行っています。

また、障害福祉サービスを利用し、又は、利用しようとする身寄りのない知的障害者又は精神障害者を対象に、必要に応じて、申立手続きや制度の継続的利用に係る経費を助成します。

後見等受任件数の増加に伴い、相談員の事務量が増加しています。そのため、相談員の増員などを知多5市5町で協議するとともに、成年後見制度の支援者の養成などを図り、相談員を支える支援員の確保に向けた取り組みを行っています。

(5) 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者派遣事業

聴覚、言語障害、音声機能障害の方のための手話通訳者派遣事業を行います。聴覚障害者支援団体である知多地区聴覚障害者支援センターに派遣・コーディネートを委託して行います。

イ 手話通訳者設置事業

市社会福祉課に手話通訳者を設置し、聴覚障害者の相談や手続きの支援を行います。

ウ 要約筆記派遣事業

ボランティア団体等を活用して事業を実施します。

(6) 日常生活用具給付事業

障害者等の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具等6種の用具を給付します。

(7) 移動支援事業

障害者等で、外出時に移動の支援が必要と認められた方について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(8) 地域活動支援センター事業

障害者等やその家族を対象にコミュニケーション能力や生活力を引き出すサービスを提供することで社会復帰を支援します。フリースペース事業による居場所づくり、生活場面面接による障害者の課題の汲み取り、プログラム提供による生活力引き出し支援、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業等を行います。東海市、知多市、阿久比町及び東浦町の2市2町の協定事業で、社会福祉法人に委託し、継続性・専門性のある障害者に寄り添う支援をしてまいりましたが、平成29年度にて2市2町の協定事業が終了しますので、平成30年度からは委託法人を変更し、継続して実施します。

2 任意事業

(1) 日常生活支援事業

ア 日中一時支援

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施するもので、日中一時支援A型（障害者）と日中一時支援B型（障害児）を行います。

イ 地域デイサービス事業

障害者の日中活動の場として、創作的活動及び自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、機能訓練、生活訓練の機会を提供し、障害者の生活支援を行います。

ウ 地域移行のための安心生活支援

障害者が地域で安心して暮らすために支援体制を整備することにより、障害があっても、地域で暮らしていけるような地域生活への移行や定着を支援することを目的とします。

東海市地域移行支援サービス事業を整備し、緊急時相談支援サービス、緊急時ステイサービス、地域生活体験サービスを行います。

エ 巡回支援専門員整備

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等子ども、親が集まる施設の巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

その他に「入浴サービス事業」を実施します。

(2) 社会参加支援事業

ア 心身障害者（児）スポーツ大会

市と障害者（児）福祉団体、社会福祉法人及び社会福祉協議会と共催で、スポーツ大会を開催します。

イ 障害児水泳教室

発達障害を持つ小学生を対象とした水泳教室（めだか教室）を開催します。

ウ 声の広報

社会福祉協議会に委託し、視覚障害者の方向けに広報の内容を CD に録音した声の広報を発行します。

その他に「身体障害者用自動車改造費補助事業」及び「身体障害者自動車運転免許取得費補助事業」を行います。

(3) 就業・就労支援事業

ア 更生訓練費の給付

就労移行支援及び自立訓練を利用している身体障害者の方に支給し、社会復帰の促進を図ることを目的として行います。

イ 知的障害者職親委託

事業経営者等を職親とし、生活指導及び技術訓練等を行い、知的障害者の方の自立更生を図ることを目的として行います。

なお、各事業の見込量は別記のとおりです。

別記

地域生活支援事業のサービス見込み量

1 必須事業

(見込者数/月)

事業名	平成28年度実績		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施 箇所数	実 利用者数	実施見込 箇所数	実利用見 込者数	実施見込 箇所数	実利用見 込者数	実施見込 箇所数	実利用見 込者数
理解促進研修・啓発事業	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
自発的活動支援事業	未実施		未実施		未実施		未実施	
相談支援事業								
障害者相談支援事業	2(1)		2		2		2	
基幹相談支援センター	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
住宅入居等支援事業	未実施		未実施		未実施		実施(予定)	
成年後見制度利用支援事業		32		32		32		32
成年後見制度法人後見支援	未実施		未実施		未実施		未実施	
意思疎通支援事業 ※「実施見込み箇所数」欄に「手話 通訳者設置事業」の実設置見込み者 数を、「実利用見込み者数」欄に 「手話通訳者・要約筆記者派遣事 業」の実利用見込み件数を記載	1	9	1	10	1	10	1	10
日常生活用具給付等事業(年間給付等見込み件数)								
介護・訓練支援用具	7		7		7		7	
自立生活支援用具	12		16		15		15	
在宅療養等支援用具	22		23		23		23	
情報・意思疎通支援用具	16		16		16		16	
排泄管理支援用具	1,629		1,741		1,741		1,741	
住宅改修費	3		4		4		4	
手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数を記載		14		14		14		11
移動支援事業 (下段延べ見込時間数)	41(5)	138 1,413	45(5)	166 1,511	49(5)	184 1,564	53(6)	203 1,621
地域活動支援センター	2(1)	43	1	43	1	43	1	43

(注) 表中の()内の数字は市内の実施見込箇所数(うち数)

2 任意事業

(見込者数/月)

事業名	平成28年度実績		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
日常生活支援								
日中一時支援								
日中一時支援A型事業(障害者)	9(1)	17	10(1)	27	10(1)	34	11(1)	43
日中一時支援B型事業(障害児)	14(5)	30	15(5)	18	16(5)	16	17(6)	15
地域デイサービス事業	15(1)	16	16(1)	16	16(1)	17	17(1)	17
巡回支援専門員整備	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
入浴サービス	2	125	2	177	2	177	2	177
社会参加支援								
心身障害者(児)スポーツ大会	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
障害児水泳教室	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
声の広報	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
自動車改造費補助	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
自動車運転免許取得費補助	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
権利擁護支援								
障害者虐待への取組み	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
就業・就労支援								
更生訓練費給付	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	
知的障害者職親委託	実施		実施(予定)		実施(予定)		実施(予定)	

※ 各事業の見込量確保にあたっては、東海市自立支援協議会を運営する中で、事業者等と協議をしてサービス提供体制を整えるとともに事業の周知や情報提供に努めます。

第5 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実地を確保するために必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止

平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を踏まえ、社会福祉課に通報の専用回線を備えた障害者虐待防止センターを設置するとともに、保健、医療、高齢者等の関係機関が障害のある人に対する虐待の未然防止及び早期発見や虐待が発生した場合の迅速かつ適切に対応できるよう東海市障害者等虐待防止連絡協議会を設置しています。

また、住民等から虐待に関する通報があった場合に、虐待対応協力者と連携、協議の上、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行います。

(1) 相談支援専門員等による虐待事案の未然防止及び早期発見

平成29年度より障害福祉サービス事業所を対象に障害者虐待予防のための研修会を開催し、今後も継続開催する予定です。

(2) 一時保護に必要な居室の確保

平成29年度より東海市地域移行支援サービス事業を開始し、障害者虐待等の場合に居室の確保をしています。

(3) 権利擁護の取組

人材育成等含め、後見等の業務に関しては NPO 法人知多地域成年後見センターへ委託し、当該制度の利用の促進や成年後見制度利用促進基本計画の作成等を一体的に進めます。

2 障害を理由とする差別の解消の推進

平成28年度において、職員対応要領を定め、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的な場面や状況に応じて柔軟に対応することに努めています。

3 障害福祉サービスを提供する事業所等における利用者の安全確保に向けた取組等について

平時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築を行うことにより、非常時における安全確保の基盤とするための取組を進めるように努めます。

さらに、各事業所等において利用者が安全に過ごせるよう、職員がいきいきと障害者等への支援に従事できるような取組について、東海市障害者自立支援協議会にて検討します。

「第5期東海市障害福祉計画」・「第1期東海市障害児福祉計画」
東海市市民福祉部社会福祉課・女性・子ども課
〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地
電話番号 052-603-2211 又は0562-33-1111
fax 番号 052-603-4000
Eメール fukushi@city.tokai.lg.jp
kodomo@city.tokai.lg.jp